

令和7年(2025年)6月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和7年6月3日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年6月13日(金)

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

欠席議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長 補 佐	佐々木 猛
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	松 井 務

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

2 番 宮 地 忍	3 番 岡 村 哲 雄
-----------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、6番 東篤布議員から連絡もなく、この場にいないため、欠席とさせていただきます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

これより、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 宮地 忍議員

3番 岡村哲雄議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

宮地忍総務産業常任委員長。

宮地忍総務産業常任委員長

皆様、おはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月4日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、財政課、企画課、税務課、農林水産課、危機管理課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、紙巻きたばこと加熱式たばこについて、地方税ということで、町税の一部ですが、予想される割合も含めて、どれくらい税収が見込めるか計算はしていますかとの質疑に対し、町たばこ税の令和6年度の収入額は9,896万7,455円となっています。それに対して、令和5年度は1億335万2,645円で、若干ではありますが、下がってはきています。たばこ税は、卸売業者から1,000本につき6,552円ということで課税しています。それを事業者のほうから申告していただいて、町のたばこ税として入れているというような形になります。

今回、加熱式たばこの本数に換算する部分について、今まで紙巻きたばこに対して、少し負担割合が低いのではないかということで、その算定の方法を段階的に上げていくということですが、加熱式たばこの増加等についての予想はしていません。現在でも、加熱式たばこの売上本数等については、重さと価格を紙巻きたばこの本数に換算して事業者から申告していただいていますので、その分の税額が反映されていないというわけではありませんとの答

弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第43号 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、9,530円から1万3,000円に上げていますが、このような金額になった理由を教えてくださいとの質疑に対し、紀北町木材乾燥機場では、指定管理者である海山木材協同組合が利用者から乾燥機場の利用料金を徴収しており、組合の収入としています。木材乾燥機場の利用料金は、紀北町木材乾燥機場条例第18条の規定により、今回の別紙で定める金額の範囲内において料金を定めています。利用料金収入から費用を引くと、かなりの額の赤字となっています。

電気料金や物価高騰による修繕費などが今後も高くなることが予想されることや、何よりも指定管理しているものですので、安定した施設の管理運営を確保するためにも、利用料金を改定する必要性が生じました。材積1 m³当たり9,530円から1万3,000円に上げるのは、組合員以外の者が利用する場合で、2 mの長さの板材の利用単価を一番高く設定したいと木材協同組合から聞いており、その単価が1万3,000円です。また、試算では約10万円の利益になる予定ですとの答弁でした。

次に、指定管理者のほうで10万円ほどの利益が出るということですかとの質疑に対し、町が指定管理している木材乾燥機2基と木材協同組合が整備した4基、合わせて6基での収支が10万円ほどの黒字になるという想定ですとの答弁でした。

次に、この料金の値上げについては町が決めているのですかとの質疑に対し、1万3,000円への値上げについては、海山木材協同組合の意見も取り入れています。利用料金は条例の定める範囲内となりますので、組合が総会に諮り、同意を得て最終決定されるものです。まずは条例で利用料金を改正する必要がありますので、今回、条例改正の議案を提出させていただきましたとの答弁でした。

次に、海山の業者で実際に利用しているのは、今何件くらいですかとの質疑に対し、令和6年4月1日時点の組合員数は14事業者でしたが、令和6年度中に1事業者が脱退し、現在は13事業者です。現在、13事業者のうち5事業者ほどが、主に乾燥機場を利用されていると聞いていますとの答弁でした。

次に、利用料金の収入と経費のバランスについて、具体的に教えてくださいとの質疑に対し、専属の職員1名が木材乾燥機場の管理等をしており、人件費のほか修繕費などの費用が

かかっていますが、一番大きいのが電気料金です。令和6年度の実績では、木材乾燥機場の利用料金収入は全体で約850万円となっていますが、費用の部分に約1,020万円かかっています。賦課金など他の収入もありますが、それを差引きしても約100万円の赤字であると聞いていますとの答弁でした。

次に、修理費、電気代、人件費は大体どれくらいですかとの質疑に対し、令和6年度の修理費は48万円ほどと聞いています。水道・電気料金には約560万円かかっています。また、職員の人件費は、給料で約270万円、ほかには福利厚生に50万円ほどかかっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第44号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

次に、議案第45号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について（令和7年度分）の審査を行いました。

委員から、議案書30ページの工損調査について、昔からこの調査費用はあったのか、詳細説明をお願いしますとの質疑に対し、令和7年度分で計画している工損調査は、堤防工事が終わった後に実施する建物等の事後調査です。堤防工事の影響が周辺の家屋等に出ているのかどうかを、事前に調査した写真等と比べて調査するものです。工事による影響がある場合は、補償等が必要となりますので、今後予算計上させていただくことになります。

前からあったものかという質疑については、事業に着手する前に周辺の家屋等の事前調査をしていますとの答弁でした。

次に、例えばボーリング調査をするのにもそうですが、地中に響くような形で、近隣の住宅への影響も含めてという認識でよろしいですか。恐らく工事現場から何m以内の家屋や直径どれだけの範囲など指定していると思いますが、その点についてお聞きしますとの質疑に対し、工事は防音シートを設置して進めていますが、陸間を少なくするために既存の堤防のコンクリート部分を壊したり、鋼矢板の打ち込みや引き抜きもしています。振動がゼロではありませんので、周辺の建物などへの工事の影響を調査するものです。堤防より海側と道路付近の家屋などを中心に調査します。その範囲が何mかということまでは、詳しくは把握していませんとの答弁でした。

次に、水質調査なども工損調査の中に入っていますか。振動によって水道管がおかしくなったということもなきにしもあらずですが、そういったこともこの調査の中に入っていますかとの質疑に対し、この工損調査の内容は、建物や建物等に附属する人工的な工作物である駐車場も調査します。その中で水道もあると思いますので、聞き取り等も行い、調査結果が取りまとめられると認識していますとの答弁でした。

次に、本会議で分析項目がpHやSSなど説明がありましたが、詳細をお聞きしますとの質疑に対し、水質調査の部分になりますが、調査箇所は事業を施行します矢口漁港内で3か所、そして、少し離れた場所になりますが、生熊地区の海域において1か所、合計4か所の海水を採水し、7項目の水質調査を行います。その7項目というのが、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量、浮遊物質（SS）、溶存酸素量、リン、窒素、濁度の7項目を水質調査します。回数については月1回実施し、4か所での実施となりますので、合計48回の水質調査を実施しますとの答弁でした。

次に、この分析料金とその調査の結果で損傷が見られ、何か補償しなければならないとなった場合、別途の料金が計上される可能性は含まれているのかお聞きします。また、補償について、他市町などでの今までの発生率などの状況は、ある程度把握していますかとの質疑に対し、水質調査については町単独事業分となり、事業費は500万円となっています。また、工損調査の結果での補償の関係については、令和8年度分にも何件か工損調査が残っており、補償は今の予定でいくと、令和8年度中に金額を算出し、令和9年度での予算化が必要になってくると考えています。他の市町の状況や他事業の関係の工損調査のことについては把握していませんとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第46号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結についての審査を行いました。

委員から、今回変更で金額が減るということですが、当初からの予算の全体金額及び現時点までの工事費などについて教えてくださいとの質疑に対し、今までに汐ノ津呂排水機場整備工事にかかった金額は4億7,260万円です。工事計画の全体費用としては13億1,778万円となっていますとの答弁でした。

次に、工事の進捗状況を教えてください。また、工事完了はいつになりますかとの質疑に対し、事業費ベースで説明しますと、現在のその2工事が終わりましたら35.9%の進捗とな

ります。工事については64.1%が残っており、今年度予算でお認めいただきましたポンプの製作設置、電気計装、建屋の建築工事となります。工事完了は令和9年2月の完成予定を目指して、今事業を進めていますとの答弁でした。

次に、先ほど矢口漁港の議案審査の中で工損調査の話が出ていましたが、今回も矢板を打っており、振動が住宅まで響いていましたが、今回の工事でも工損調査をするのですか。また、調査や補償などの予算計上はこれから出てくるのですかとの質疑に対し、汐ノ津呂排水機場に関しては、工損調査等の予算は今のところ計上していません。住民からの問合せ等がありましたら、対応していく必要があるのではないかと考えていますとの答弁でした。

次に、放流するところの根固めブロックは、令和6年度施工箇所の部分で必要なのですか。放流口のところが洗堀されるので、その対策について教えてくださいとの質疑に対し、議案書36ページ、資料3の平面図の赤色の部分と緑色の斜線の細い部分が樋管工で、ここの樋管を通して船津川のほうに排出されることになります。その排出した水については、川が洗堀されないようにということで、この根固めブロックを置いてあるということになりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分については、委員から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、使い道を教えてください。この交付金は、多方面に使える広い枠組みの交付金ということですかとの質疑に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、新型コロナウイルス対策交付金の頃から、歳入のみ町全体分を企画課で予算計上しており、歳出については税務課で予算計上しています。最終的には、事業費全額分について、国から交付される見込みですが、今回は、現在国が示している限度額の上限額を歳入予算に計上しています。

今回の事業は、令和6年度に実施した定額減税において、所得と給付額の算定期限の違いにより給付に不足が生じた方への給付となっています。交付金の枠組みは、市町村ごとに事業を実施する推奨事業メニューと、今回の税務課の不足給付や令和6年度の定額減税などを含む低所得者支援枠の2つから構成されていますとの答弁でした。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、事業委託料について詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、事業委託料については、昨年この事業を行ってはいませんが、今回、昨年申請していただいた方で不足額が生じた方と、新たに子どもが生まれた等で支給対象になる方と2種類あり、それぞれに送る通知が変わってきます。そのためのシステムの変更等に係る経費を昨年と同額ぐらいの委託料として計上させていただきます。

受付等を行う会計年度任用職員については、この業務がかなり複雑になってきていますので、職員だけでは対応し切れない部分もあり、会計年度任用職員を2か月間雇用する予定としています。事務費のほうにも積算の根拠があり、上限もありますので、今回2か月分ということで要求をさせていただきましたとの答弁でした。

以上のとおり、税務課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上でございます。

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

11番 近澤チヅル教育民生常任委員長。

近澤チヅル教育民生常任委員長

おはようございます。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月5日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名全員出席の下で開催いたしました。

説明のための出席者は、住民課、福祉保健課、学校教育課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、病院を受診する際には、マイナンバーカードで受診できるようになりましたが、病院によっては設備が整っていないところがあり、まだ健康保険証とマイナンバーカードの両方を持つ必要がありますかとの質疑に対し、今回の紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正ですが、福祉医療受給資格者が医療機関を受診するためには、受給資格証が必要になりますが、受給資格証がなくても、マイナンバーカード1枚で受診ができるようになるための改正になります。委員が言われたとおり、マイナンバーカードのみで病院の受診はできますが、設備が整っていない医療機関の場合は、資格情報のお知らせや資格確認書を併せてお持ちいただき、受診してもらうことになりますとの答弁でした。

さらに、以前病院を受診した際、マイナンバーカードを出したところ、まだ使えないので保険証を出してくれませんかと言われたことがありましたが、まだ設備が整っていない病院もあるのですかとの質疑に対し、紀北医師会管内では、ほぼ整っていると聞いていますとの答弁でした。

また、設備が整っていない病院に、改修費用を町から助成することは考えていませんかとの質疑に対し、病院のシステム改修費用に対して、町からの補助などは考えていませんとの答弁でした。

マイナンバーカードで受診ができない病院の調査をお願いしますとの質疑に対し、分かりましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第47号 中学校生徒用端末購入契約の締結についての審査を行いました。

質疑に入り、今回の端末購入は、前回の購入から耐用年数が過ぎたため、県が共同購入を行い、耐用年数は4年から5年だと説明を受けました。今回の購入には補助がありましたが、次回の購入時に単費で購入するのは大変です。今後の予定を含めて説明を求めます。また、1年間の無償保証後は有償になると伺ったので、1年後の対応をどうするかということと、前回の端末とのスペックは同等のものなのかお聞きしますとの質疑に対し、本会議で耐用年

数は4年から5年と説明しましたが、前回の購入が令和2年でしたので、おおむね5年をめぐりに更新するというのが国の見解です。そのために、5年後には買換えが必要になるのではないかと考えますが、補助について、現時点で国から示されていません。これまでは、県や市町、また教育長会等で補助の要望を出していたと思います。1年間の無償保証期間後は有償での修理になりますので、契約者と協議して、スペックについては、前回購入したものと仕様は同等ですが、C h r o m e O Sはバージョンアップしていますとの答弁でした。

さらに、今までこういった不具合がありましたか。当たり外れがあり、時間がたってから不具合が出てくることもありますので、その場合はメーカーに無償で修理してもらうことが基本だと思います。ただ、契約もあると思いますので、交渉も大事になります。学校の先生も、子どもたちに使い方や、大切に扱うよう指導していってほしいと思います。

また、前回から今回の購入まで、有償で修理したことはありますかとの質疑に対し、電源がつかない、キーボードのボタンが取れてしまう、液晶画面に線が入ったり映らなくなってしまう、また、持ち運ぶ際に落としてしまい、液晶等が破損してしまうことがありました。購入後1年たったパソコンの修理は有償で行っていました。ただ、修理の費用が購入価格より高くなることもあり、予備機と交換し、パソコン事業予算で購入していますとの答弁でした。

5年前に購入した端末もC h r o m e b o o kでした。新聞に載っていましたが、学校への導入実績では、C h r o m e b o o k、W i n d o w sとi P a dです。今年度の更新で、C h r o m e b o o kのシェアが非常に大きくなりました。C h r o m e b o o kの特色は、安くて丈夫であり、非常に充実された教育ソフトです。

また、前回の端末の処分については、使えるものは予備機として置いておくものですが、現在使用している端末を全て予備機に使用するには多いと思います。廃棄するのであれば、無料でできるのか、それとも売却するのかお聞きしますとの質疑に対し、今回の調達では、県の教育委員会が事務局になり、共同調達会議が行われていますので、そこで情報共有や相談を行い、検討したいと思いますとの答弁でした。

さらに、恐らくOSのバージョンアップだけ行えば、動くのではないかと思います。子どもたちの自宅用端末にするなど検討してもらいたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、検討しますとの答弁でした。

さらに、これは全額補助金ですか。この随意契約は、県が仕様を決めたのですかととの質疑に対し、3分の2が補助で、町の負担が3分の1です。今回の入札方法は、共同調達という

ことで、三重県が行いましたとの答弁でした。

さらに、耐用年数が4年から5年であれば、新しい生徒は先輩が使用したものを使わないといけないのですかとこの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

自分のものでないならば、扱い方が違うのではないのですかとこの質疑に対し、端末は個人に割り当てられておらず、充電するための格納ボックスにまとめて置かれており、生徒がそれを取り出して使います。取り扱い方については指導していきたいと思いますとの答弁でした。

さらに、今回の購入台数280台の根拠について、今、中学生は何人いますかとこの質疑に対し、4月末現在で245人です。今回の事業では、予備機が生徒数の15%を上限に購入ができます。これは総数の15%ではなく、各中学校の全校生徒の15%で計算し、積み上げた合計台数が280台ですとの答弁でした。

既存の端末は、生徒数に対して予備もあったと思いますが、使えなくなった台数はどれだけありますかとの質疑に対し、前回の購入での補助は児童生徒数の3分の2の台数まででしたので、別の補助事業を使い残りを購入しています。使えなくなった台数は把握できていませんが、現在、予備機は学校教育課にはありませんとの答弁でした。

前回購入した台数と、今現在、そのうち何台使えるのかを答えていただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、前回購入したのは、小中学校合わせて736台購入していますが、現在の使える台数は分かりませんとの答弁でした。

前回、小中学校で一括購入した736台の中学校使用分のうち、生徒数も減ったと思いますが、使えなくなった台数は把握していないのですかとこの質疑に対し、故障したときは修理や購入で対応していますが、学校が保有している予備機の正確な数までは把握していませんとの答弁でした。

今後、小学校分を購入するときに、現在の端末の扱いを考えると、家庭学習に使うように配付するなど、今後の対応を考えられていないのではないですか。既存の使える端末の使用方法も含めて検討してはいかがでしょうか。今回の契約に対する財源というのは、今回の補正ではないと思いますが、いつ計上していますかとこの質疑に対し、既存の端末の活用方法については、委員の方々の意見も踏まえて、耐用年数を見定めながら、検討に入っていきたいと思っています。予算については当初予算で計上していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の本常任委員会所管分

の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分については、課長から追加説明がありました。

歳入は、配食サービス事業個人負担金148万1,000円の増額は、配食サービスの配食件数の増加及び1食当たり個人負担金を400円から450円とすることによるものです。個人負担金の増額については、7月からの実施を考えています。配食件数については、当初予算では年間1万6,248食で見込んでいましたが、1万8,240食にするものです。

また、障害者自立支援給付費負担金70万3,000円の増額は、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付審査等システム改修事業に係る国庫補助金の増額で、補助率は2分の1です。

子ども・子育て支援交付金100万円の減額は、当初予算で子ども家庭総合支援拠点運営事業に係る子育て総合相談システム導入事業分の補助金を100万円計上しておりましたが、みえ子ども・子育て応援総合補助金を申請し、内示があったことから、これらの補助金に振替させていただき、補助金を減額させていただきます。この補助金は、国庫補助3分の1、事業費で300万円の基準上限額が定められていますので、有利なほうの補助金に振り替えるものです。

子ども・子育て支援事業費補助金58万2,000円の増額は、児童手当等支給事業に係る児童手当システム改修に対する国庫補助金の増額で、補助率は100%です。

7ページの地域子ども・子育て支援事業補助金100万円の減額は、先ほどの子ども・子育て支援交付金と同様です。

みえ子ども・子育て応援総合補助金1,402万1,000円の増額は、県補助金の内示による増額で、補助率は3分の2です。福祉保健課では、児童発達支援施設整備事業、障害者福祉一般事務事業、そして子ども・子育て支援事業、子ども家庭総合支援拠点運営事業の4事業、学校教育課では、小学校校舎等施設営繕事業、小学校教育活動振興助成事業、また、幼稚園管理運営事業の3事業の合計7事業に充当していますとの説明がありました。

歳出は省略させていただきます。

質疑に入りまして、10ページの児童発達支援施設整備事業の1,000万円には、グラウンドの整備費用は入っていないのですかと質疑に対し、当初は遊具で考えていましたが、状況を踏まえ、例えばグラウンドに人工芝やゴムチップを敷くことの整備ができないかと考えていますとの答弁でした。

また、人工芝を整備する場合には、どれぐらいの整備ができますかとの質疑に対し、面積は実際にまだ積算していませんが、1,000万円を上限として、なるべく広い範囲をできるようにしたいと考えていますとの答弁でした。

草の管理が大変だと思いますので、駐車場にできないのですかとの質疑に対し、そのあたりのことも考えています。現在、道路からグラウンドに段差があり、入りづらいので、今回の補助金による改修費に入らないかと検討しているところですよとの答弁でした。

さらに、駐車場としての利用も検討しているとのことですが、児童が急に外に走り出す場合もあると思いますので、フェンス等で仕切って、駐車場とのしっかりとした区切りをつけるべきだと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、駐車場と遊具の間のフェンスの件に関しては、理事者からも言われており、考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

さらに、視察に行って、いろいろ意見等もありましたが、1,000万円を積算した根拠をお聞きしますとの質疑に対し、過去の遊具設置の実績から、約300万円を3つ程度ということと、物価の高騰を踏まえ、1,000万円で計上させていただきました。視察等での意見やグラウンドの状況、かとう小児科さん等の意見も聞き入れ、柔軟に対応していきたいと考えていますとの答弁でした。

さらに、古い遊具の撤去をして、新しい遊具をつけるための1,000万円ということですが、児童発達支援の場所に適した遊具を考えていただきたいと思っております。遊具は3セットとのことですが、草の手入れも誰がするのかといった課題もあるので、まず1,000万円で早急にできることを考えていただき、その後もグラウンドを有意義に使うために予算が必要であれば、今後考えていただきたいと思っております。

また、遊具と違うことをする場合は、入札などの手順も出てくると思っております。できるだけ早急な段取りを進めていただきたいと思っておりますが、これらのことに対して答弁をお願いしますとの質疑に対し、私たちもそのように思っているのかとう小児科さんと相談して、できることから着実に進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

さらに、遊具や場所の設置図面などはありますか。屋外の遊具は高いにもかかわらず、1,000万円の予算のつけ方は無謀ではないですか。具体的な案はあるのですかとの質疑に対し、概算で金額を積算しています。図面などはありませんとの答弁でした。

1,000万円を使うのに概算でということや、図面や配置図がないということは駄目だと思います。もっと具体的に出さないといけないと思っておりますが、いかがですかとの質疑に対し、申し訳ありません、以後気をつけますとの答弁でした。

さらに、歳出11ページの配食サービスの負担金が50円増えることに対して、既存の利用者からどのような意見が出ていますかとの質疑に対し、配食サービスの個人負担金の増については、4月末頃に既存の利用者へ、今検討させてもらっていることを通知しています。また、利用者の数人から、今の物価高騰では致し方ないという意見をいただいていますとの答弁でした。

利用者が納得しているのであれば、このご時世の問題なので仕方がないと思いますが、その点を含めて答弁をお願いしますとの質疑に対し、配食サービスは利用者から理解はいただいていると思います。議決いただきましたら、個別に会って説明させていただきたいと思いますとの答弁でした。

さらに、配食サービス事業の利用料の増額分を行政から負担することは検討しませんでしたかとの質疑に対し、現状では、製造費用が1食当たり550円で、個人負担金が400円でさせていただいています。補正予算後は、製造費用が600円で、個人負担金が450円、差額が150円のままで考えています。合併当初は、製造費用が500円で、個人負担金が400円ということで、100円の町の負担だった頃に比べて、町の負担が増加している現状にありますとの答弁でした。

さらに、配食サービスを受けられている方は大変な方が多いと思います。個人負担を増やすだけでなく、行政負担をどう検討していくのかお聞きしますとの質疑に対し、個人負担金の関係は、町長も副町長も気にしていたところであったことから、相談させていただきました。過去に二度、製造費用の増額をさせていただきましたが、個人負担金は据え置かせていただいていたので、今回は増額させていただくことにしましたとの答弁でした。

さらに、歳出12ページの子ども・子育て支援事業の備品はどこに置くのですかとの質疑に対し、福祉保健課と支所の福祉環境室、訪問相談用と保育園や学校に貸し出すなど、役場内でも融通できたらと思っていますとの答弁でした。

今後、他の課でも、通訳ソフトのようなものをどんどん使う状況は出てくると思いますので、このソフトを有意義に使えるよう工夫をお願いしたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、最近、外国人の方も増えています。今回は、子ども・子育ての補助金がついたことから、福祉保健課で整備させていただきました。他の課でも必要になると思いますので、まず福祉保健課のほうで実績を積んで、他の課に伝えていけるような体制を取れたらよいのではないかと思いますとの答弁でした。

通訳は機械ですということですかとの質疑に対し、タブレット端末とディスプレイ画面

を使って行いますとの答弁でした。

通訳ができる職員の配置については検討しなかったのですか。機械でなくても人でやったほうがよいのではないですかとの質疑に、人で通訳をする件については検討していませんとの答弁でした。

端末機は何台入れる予定ですか。1セット幾らですか。どこのメーカーですかとの質疑に対し、6セットです。48万4,000円です。見積りは、ディスプレイのほうが株式会社ジャパンディスプレイのレルクリアという製品です。端末はiPadで積算していますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

入江康仁議長

ここで、10時45分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 29分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 45分)

入江康仁議長

続きまして、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第43号 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第44号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第45号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について（令和7年度分）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第46号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第47号 中学校生徒用端末購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第 3

入江康仁議長

それでは、これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第 3 議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 3 議案第40号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第４ 議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第４ 議案第41号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第５

入江康仁議長

次に、日程第５ 議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第42号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第43号 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第44号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 45 号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について（令和 7 年度分）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 8 議案第 45 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第46号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第47号 中学校生徒用端末購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の賛成討論を行います。

12ページの子ども医療費助成事業126万5,000円は、子育て中の皆さんが望んでおりました

医療費で、窓口でお金を支払わなくてもいい窓口無料、現在のゼロ歳から6歳までをゼロ歳から18歳未満までに拡大するものです。これで、子育て中の皆さんがお金の心配もなく、安心して早期に医療にかかることができ、そして、子どもの健康はもちろん、町も早期発見ができ、医療費が削減できると思います。

国は、地方自治体が医療費を助成すると、国保の国庫負担を減額するペナルティーを与えてきましたが、2024年度、国がそのペナルティーをなくし、18歳未満までを対象になくしましたが、県がなかなかペナルティーに対して厳しい態度を取っておりましたが、25年度にそのペナルティーがなくなり、今回実現いたしました。

私も子育て中から、窓口無料を求めて、母親大会の代表として県交渉を重ねてまいりましたが、感無量でございます。これで子どもたちの健康が、本当に子育てで大変な方のお金を心配しなくても医療にかかることが、悪いなと思ったらすぐに、お金の心配なく医療を受けることができることが実現し、三重県は全国的にも遅れておりましたが、子育て中の皆さんの念願がかないます。

以上で賛成討論とさせていただきます。

入江康仁議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたしたいと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月3日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様からご頂戴いたしましたご意見、ご指摘等につきましては、その対応に留意しながら、町政経営に当たってまいりたいと思います。

さて、間もなく7月となり、紀北町の夏の3大祭りの季節となります。きほく七夕物語F I N A Lが銚子川のまいこみ淵で7月5日土曜日に、きほく燈籠祭が長島港で7月26日土曜日に、きほく夏祭りK O D Ōが相賀の多目的広場で8月30日土曜日に開催をされます。ぜひご参加、ご観覧をいただき、夏の楽しいひとときをお過ごしいただけたらと思います。

なお、平成18年より開催いただいておりますきほく七夕物語が最後の開催となります。これまで携わってこられました皆様のご労苦に対し、厚くお礼を申し上げます。

最後になりますが、これから梅雨が明けるとともに、暑い季節を迎えます。近年は酷暑と言える状況にありまして、体調管理が大変厳しくなっているところでございます。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、健康には十分ご留意をされ、ますますのご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

令和7年6月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月3日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、また執行部の皆様

には慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。

季節は梅雨に入り、不安定な日々が続いております。これから夏に向けて、暑さも厳しくなっております。皆様におかれましては、くれぐれも体調には気をつけていただきますようお願いを申し上げます、本定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

入江康仁議長

それでは、これをもちまして、令和7年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、皆様ご苦勞さまでございました。

(午前 11時 03分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 9 月 19 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 宮地 忍

紀北町議会議員 岡村哲雄